R8

提出先：事業所(会社)

扶養認定対象者現況届【 子 1】

（出生～義務教育終了まで）

健保組合 押印欄	常務理事	事務長		担当者

本届は扶養認定対象者1名につき1枚必要です。必要書類を添付の上、事業所の健保担当者に提出してください。
届出が申請事由発生日から1ヶ月を超える場合は、健保組合受付日（全ての必要書類が確認出来た日）が認定日となります。出生除く。

記号−番号	事業所名（社名）	被保険者氏名	子の住民票上の住所
−			〒

子の氏名	続柄（例 長男・長女）	年齢	同居別居の区分	子の居所（現住所）
			□ 同居 ・ □ 別居	〒 TEL

被保険者の配偶者の有無		
□ 有 → 配偶者を健康保険の扶養に	→	□ している または 同時に申請中
□ 無	→	□ していない → 配偶者の年収 ※ 円

※ 厚生省通知により、年間収入の多い方の被扶養者とすることを原則とする と定められています。また、配偶者の年収に変更があった場合は速やかに届出をおこなってください。

必要書類 ①～③ 全て必須	
	☑ ① 扶養認定対象者現況届(本紙)
	□ ② 住民票（**個人番号・続柄**の記載のある原本・発行日が3ヶ月以内のもの）
	□ ③下記の該当する書類

1・2は該当する項目に☑を付け、3・4は理由を記入してください。全て必須です。

1. 届出を出す(申請)理由 （必須）

申請事由	申請事由発生日	必要書類
□ 出生	令和 年 月 日	①②必須
□ 被保険者が当健康保険の資格を取得した	令和 年 月 日	
□ 配偶者の扶養から外れた(退職・離婚等)	令和 年 月 日	加入していた健康保険の資格喪失証明書
□ 養子縁組をした	令和 年 月 日	1. 養子縁組をしたことが分かる書類(戸籍謄本原本) 2. 加入していた健康保険の資格喪失証明書
□ 養子縁組をしていないが同居している	令和 年 月 日	1. 同居していることが分かる書類 （住民票に記載あれば代用可） 2. 加入していた健康保険の資格喪失証明書
□ その他（上記以外の場合は事由を詳しく記入してください）		

2. 子が加入していた(している)健康保険等 （必須）

□ 健康保険組合、協会けんぽ、共済組合の名称（ ）

□ 国民健康保険

□ 未加入

3. 別居の理由 （別居の場合のみ必須）

4. その他・特記事項

ユアサ健康保険組合 理事長 殿

漏れなく記入しましたので、上記の通り現況を届けます。この届により被扶養者として認定を受けたあと、事実と相違があった場合、被扶養者認定日に遡って被扶養者資格を取り消しされても異議はありません。 またその際には、貴健康保険組合が負担した医療費、保険給付金等は全額返還致します。

令和 年 月 日

被保険者自署 ㊞

自署の場合㊞省略可

健保組合受付印	

『扶養認定』および『扶養削除』に必要な提出書類一覧表

R8

申請する家族の状況			申請する家族 提出書類	被保険者と同居していても別居していてもよい方							被保険者との同居が条件の方
				子				配偶者	父・母	兄弟・姉妹	義父・義母
				出生	義務教育終了まで	義務教育修了者 学生	義務教育修了者 学生でない				
	提出が必須となる書類		健康保険 被扶養者(異動)届	●	●	●	●	●	●	●	●
			扶養認定対象者現況届	●【子1】	●【子1】	●【子2】	●【子2】	●【配偶者】	●【父母他】	●【父母他】	●【父母他】
			住民票原本 (個人番号・続柄の記載があり、発行日が3ヶ月以内のもの)	●	●	●	●	●	●	●	●
			課税または非課税証明書原本 (最新年度版、18歳以下は不要)			●	●	●	●	●	●
			その他に健康保険組合が個別に求める書類	○	○	○	○	○	○	○	○
扶養認定	状況により必要な書類	学生である	在学証明書または学生証のコピー			●				●	
		別居している	仕送り額を証明できる書類 (通帳コピーや振込み明細書等の直近3ヶ月分) (単身赴任や通学が理由の場合は不要)				●		●	●	
		子が配偶者の扶養から外れた(退職や離婚等により)	加入していた健康保険組合の資格喪失証明書		●	●	●				
		退職したが失業給付を受給しない	1.退職日の分かる書類 2.失業給付を受給しない旨が記載された離職票または 雇用保険受給資格者証の両面コピー				●	●	●	●	●
		退職し失業給付が受給終了した	雇用保険受給資格者証の両面コピー (受給終了日が確認できること)				●	●	●	●	●
		退職し傷病・出産手当金が受給終了した	受給終了日の確認できる書類				●	●	●	●	●
		自営業(個人事業主)を廃業した	廃業届				●	●	●	●	●
		養子縁組をした	1.戸籍謄本の原本等の養子縁組をしたことが分かる書類 2.加入していた健康保険組合の資格喪失証明書		●	●	●				
		養子縁組をしていないが同居している	1.住民票等同居していることがわかる書類 2.加入していた健康保険組合の資格喪失証明書		●	●	●				
	収入がある場合に必要な書類	給与収入がある	1.雇用契約書と直近3ヶ月分の給与明細 2.認定された月から3ヶ月分の給与明細(後日提出)			●	●	●	●	●	●
		給与収入が減少した	1.加入していた健康保険組合の資格喪失証明書 2.雇用契約書と直近3ヶ月分の給与明細 3.認定された月から3ヶ月分の給与明細(後日提出)			●	●	●	●	●	●
		個人事業主(自営業)で収入がある	確定申告書類のコピー				●	●	●	●	●
		株収益・家賃収入等の雑収入がある	確定申告書類のコピー				●	●	●	●	●
		年金収入がある(老齢・遺族・障がい・企業・個人等)	直近の年金受給額の分かる書類 (振込通知書・改定通知書・年金証書等)				●	●	●	●	●
		給付金を受給している(失業・傷病・出産等)	失業給付(雇用保険受給資格者証の両面コピー) 傷病・出産手当(受給額・受給終了日等が確認できる書類)				●	●	●	●	●
扶養削除	提出が必須となる書類		健康保険 被扶養者(異動)届		●	●	●	●	●	●	●
	返却が必須となる証明書類(交付されている場合) ※不明な場合は事業所担当者に確認してください		健康保険資格確認書・高齢受給者証・限度額適用認定証等		●	●	●	●	●	●	●
	状況により必要な書類	就職した・親族の被扶養者になった	新しく加入した健康保険の加入日が分かる書類 (資格確認書・資格情報のお知らせ・マイナポータルのスクリーンショット等のコピー)		●	●	●	●	●	●	●
		国民健康保険に加入する	健康保険資格喪失証明書交付申請書(希望者のみ)		●	●	●	●	●	●	●
		収入超過(基準額を超えた)	1.雇用契約書・直近3ヶ月分の給与明細・課税証明書・ 直近の年金受給額の分かる書類等 2.健康保険資格喪失証明書交付申請書(希望者のみ)			●	●	●	●	●	●
		離婚等による扶養関係(生計維持関係)の解消	1.離婚日や親族関係解消したことが確認できる書類 2.健康保険資格喪失証明書交付申請書(希望者のみ)		●	●	●	●	●	●	●
		死亡	1.死亡診断書のコピー・戸籍謄本(除籍謄本) 2.埋葬料(費)支給申請書		●	●	●	●	●	●	●
		後期高齢者医療制度への移行(75歳到達など)	別途ご案内します								

被扶養者資格の『年間収入』の自己点検フローチャート

R8

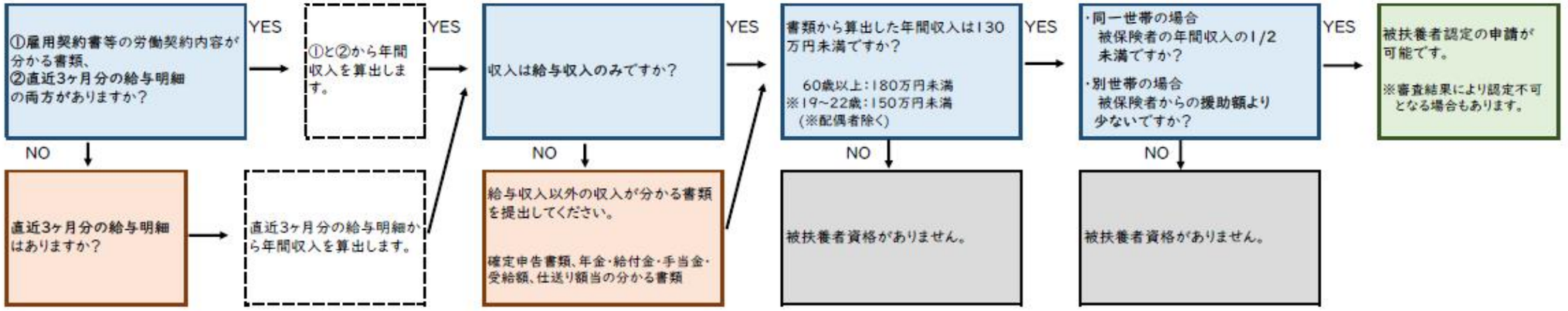

その他の被扶養者認定要件は『★被扶養者資格自己点検フローチャート★』を参照してください。